

指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 東西しらかわ農業協同組合の指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業及び介護予防支援業務の受託事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援業務及び受託した介護予防支援業務（以下「指定居宅介護支援」という。）を提供することを事業の目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 組合員とその家族及び地域住民が要介護状態等になった場合においても、居宅において可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業所は被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また被保険者が申請を行っているか否かを確認し支援を行う。
 - 3 事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて適切な保険医療サービス及び福祉サービス及び施設等の多様な事業者、及び地域包括支援センターとの連携を図りながら、総合的かつ効率的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。
 - 4 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 東西しらかわ農業協同組合 居宅介護支援事業所
- 2 所在地 福島県東白川郡棚倉町大字流字中豊88番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者
 - ① 管理者（介護支援専門員）を1名配置する。
 - ② 管理者は、従業者及び利用の申込に係る調整など業務の管理を一元的に行うとともに、本規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
 - ③ 管理者は職員の資質向上のため研修を行う。
 - ④ 業務の状況に応じ、職員の増減について措置を講ずる。

2 介護支援専門員

- ① 事業規模に応じて適切な人数の介護支援専門員を常勤で1名以上置く。
(利用者35名又はその端数を増す毎に1名を標準とする)
- ② 利用者の訪問調査を行い、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供し、利用者の課題分析の結果に基づいて、利用者や家族の希望を反映したサービス計画を作成・調整する。
- ③ 要介護認定調査を市町村より受託して実施する場合は、市町村の規程により実施する。
- ④ 介護予防支援業務を包括支援センターより受託して実施する場合は、市町村の規程により実施する。

3 事務員

事務職員は併設事業所と兼務で1名配置し、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。
但し、祝祭日、年末12月31日～1月3日は除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
ただし、止むを得ない場合は営業時間外でも対応する。

(通常の事業の実施地域)

第6条 事業の実施地域は、白河市（関辺地区、表郷）矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村とする。

(居宅介護支援事業の提供方法)

第7条 介護支援専門員は身分証を携行し、初回訪問時又は利用者から求められた時はこれを提示する。

- 2 介護支援専門員は被保険者証を確認し、介護認定の申請代行、ならびに市町村から委託の介護認定調査を行う。また、要介護認定等を受けた者から居宅介護サービス計画作成を依頼された場合は、被保険者証と介護認定の有無、認定区分の有効期間を確認する。
- 3 要介護認定者等の更新手続きは、現在の要介護認定等の有効期間が終了する2ヶ月前からできるように必要な支援を行う。
- 4 介護支援専門員は、正当な理由なく業務の提供を拒否してはならない。

(居宅介護支援事業の内容)

第8条 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。

居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。

- ① 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者及び家族に対し適切な相談・助言を行う。また、当該地区における居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択をできるよう配慮する。
- ② 居宅介護サービス計画の作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、環境、利用者が抱えている問題点を明らかにするとともに実態把握に努め、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- ③ 利用者や家族の希望等、課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。さらに、原案に位置付けられた居宅サービスの提供担当者を招集して行われる会議等において、各担当者からの専門的意見を聴取し、指定居宅サービス計画の原案を修正する。
- ④ 居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合は原則としてサービス担当者会議を開催する。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会とする。
- ⑤ 利用者、家族に対しサービスの種類、内容、利用料金等について説明し、文書により同意を得る。
- ⑥ サービスの実施状況及び利用者の継続的な把握、評価に努める。
- ⑦ 介護支援専門員は特段の事情がない限り、1月に1回モニタリングを行い結果を記録する。
- ⑧ 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供するなど、連携を図る。
- ⑨ 介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮する。
- ⑩ 居宅サービス計画は、主治医の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。
- ⑪ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず保険給付対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も努めて盛り込むよう配慮する。
- ⑫ 利用者が介護保険施設等への入所を希望し、又は居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設への紹介など便宜を図ることとする。

(利用料、その他の費用額)

第9条 居宅介護支援に係る料金については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第10条 事業所は居宅サービス計画その他実施状況について、毎月市町村（国民健康保険団体連合会）に報告するものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 介護支援専門員は、利用者の事故並びに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医に連絡又は居宅サービス事業者への連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、従業者でなくなった後においても同様とする。

(相談・苦情対応)

第13条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応するため常設の窓口を設置し、担当者を配置するものとする。居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の相談、要望、苦情等に対し、円滑かつ迅速に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業者は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所の会計は他の事業会計と区分する。

- 2 事業所の運営規程の概要や勤務体制等、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 事業所は行政庁が実施する「介護サービス情報公表」制度に基づき、事業内容などに関する情報を開示する。
- 4 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要、又は当該事業所から金品その他の利益を収受してはならない。

- 5 事業者は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅介護支援の提供に関する記録をその完結の日から5年間保存する。

(その他)

第17条 この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は組合長が定めるものとする。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会による。

附 則 本規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成26年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成27年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成29年12月18日から施行する。

この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。

この規程の変更は、令和元年10月1日から施行する。

この規程の改正は、令和3年5月1日から施行する。ただし、第9条については介護報酬改正により令和3年4月1日より施行する。

この規程の変更は、令和6年4月1日から施行する。